

品川区での障害者グループホーム新規開設を支援します！

品川区障害者グループホーム等整備費補助事業

品川区では、人口流入により今後更なる人口増加が見込まれる一方で、障害者の高齢化・重度化に伴い、介護を必要とする障害者は年々増加傾向にあります。

品川区内の障害者グループホームは、現在20か所（令和4年4月現在）設置されていますが、障害者が安心して自立生活し、親亡き後の居住の場として、障害者グループホームの需要は今後ますます拡大する見込みとなっています。

補助事業の概要

品川区では、障害者グループホーム等を区内に新たに設置する事業者に対し、その施設整備に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。

1. 対象事業

①共同生活援助（グループホーム） ②短期入所 ③自立訓練

2. 対象法人

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等

（障害者総合支援法に基づく共同生活援助を行う民間企業〈株式会社〉等を含む）

※ただし、都の障害者通所施設等整備費補助事業（以下「補助金」）の交付決定（予定）を受けていること。

3. 補助金額

補助金額を令和2年度より、**2,500万円（上限）**に増額しました！

【増額の内容】

・増額前の補助額・・・ 740万円（上限）

・増額後の補助額・・・ 2,500万円（上限）※1

※1 ①共同生活援助（グループホーム）事業に要する経費の実支出額から都補助金の交付額を控除して得た額と別表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない額。

②短期入所、③自立訓練については、東京都の補助基本額の4分の1を上限とする。

（別表）

整備区分	延床面積区分	補助限度額（1ユニットあたり）
・創設	延床面積が50㎡未満	5,000千円
・新たに事業を開始するための改築または改修	延床面積が70㎡未満	10,000千円
	延床面積が70㎡以上	25,000千円

※建物所有者が、自分の持っている建物を改修して、障害者グループホームを運営する法人に貸す「オーナー改修型」も補助対象となります。（ただし、建物所有者が行う改修に対して当該法人がその経費を負担する場合。）

4. 申込方法

東京都へ都補助金の協議書を提出する前に品川区へ事業計画を説明してください。

【問合せ】 品川区障害者施策推進課 障害者施設計画担当

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36

電話 03-5742-7699 FAX03-3775-2000